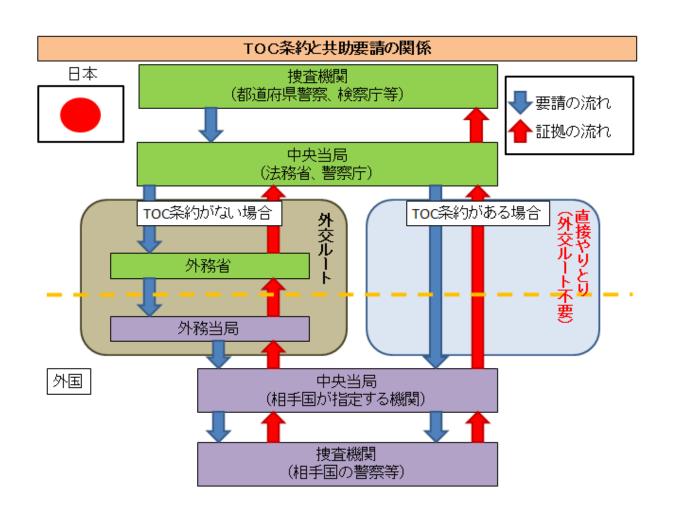
TOC条約締結と国際協力について

1 我が国はTOC条約を締結しました

我が国は、テロ等準備罪等が新設されたことを受けて、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を含む4つの国連条約を締結することが可能となり、平成29年7月11日、これら条約を締結しました(なお、締結によりこれら条約の効力が発生するのは平成29年8月10日です ※外務省報道発表をご覧になりたい方は**こちら**をクリックしてください)。

ここでは、TOC条約を締結したことによって、**国際的な捜査、逃亡犯罪人** の引渡しについて得られるメリットをご説明致します。

2 共助要請がスムーズに行えるようになります



1) TOC条約締結前

我が国の捜査機関は、従来、外国に共助要請(たとえば、証拠物や供述の取得要請など)を行う必要がある場合、(共助に関する条約がない場合には、)外務省を通じて外国の外交当局と連絡を取り、そこから外国の捜査機関等に共助要請の内容を伝えてもらう必要があったのですが、このような外交ルートを使うと、共助要請の結果が得られるまで時間がかかるのが一般的でした。

2) TOC条約締結後

TOC条約を締結したことにより、国際的な組織犯罪に関する共助要請について、世界に187あるTOC条約の締約国との間で、外交ルートを通すことなく、当該締約国の「中央当局」と直接やりとりを行うことができるようになります。

「中央当局」とは、国際的な組織犯罪について、他の締約国から、共助要請を受ける窓口のことで、TOC条約で指定することが求められています。「中央当局」には、捜査当局や法務当局を指定することが多く、我が国の場合は、法務大臣又は法務省刑事局国際課長がこれに当たります。今後は「中央当局」を通じたやりとりが可能となることで、より早く効率的に共助要請の結果を得ることが可能となります。

3) その他のTOC条約に基づく共助要請の利点

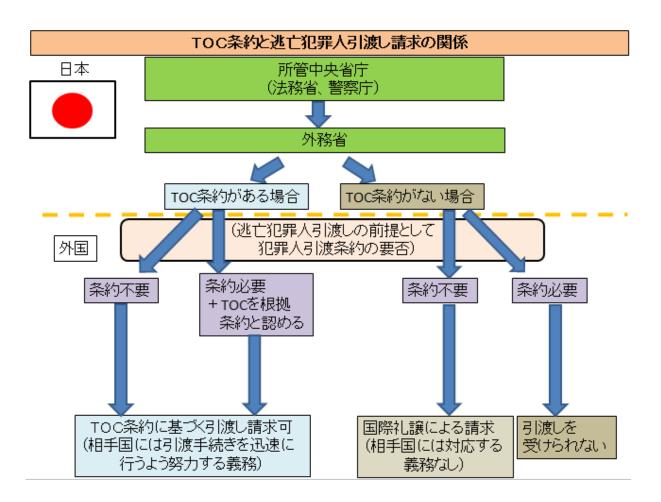
TOC条約には、共助に関する様々なルールが規定されており、たとえば、共助要請を受けた締約国が共助の実施を拒否する場合には、要請した締約国に対して、拒否する理由を明示しなければならないといった規定があります。このような規定があることにより、共助要請を受けた締約国は、共助要請を拒否しづらくなると考えられます。その結果、<u>我が国が、締約</u>国から共助要請の結果(証拠物や供述など)を得られるケースが増えることが見込まれます。

4) 我が国も国際協力に一層貢献することができます

TOC条約を締結したことにより、我が国が他の締約国からの国際的な組織犯罪に関する共助要請にもスムーズに対応することが可能となり、よ

り一層、国際協力に貢献することが可能となります。

3 逃亡犯罪人引渡しもスムーズに行えるようになります



1) TOC条約締結前

これまで、我が国が、外国にいる逃亡犯罪人の引渡しを請求するには、以 下のような課題がありました。

- ① 相手国との間に有効な逃亡犯罪人引渡条約がなければ引渡しに応じないという法制度をとる国
 - → そもそも引渡しを受けることができない。
- ② そのような条約がなくても引渡しに応じる法制度をとる国
 - → これまでも国際礼譲(国際社会の慣習)に基づいて引渡しの請求を行うことは可能。

しかし、相手国は何らの義務も負っていないため、引渡しまで 非常に時間がかかることがある。

2) TOC条約締結後

TOC条約を締結したことにより、国際的な組織犯罪に関する逃亡犯罪 人の引渡しの請求について、以下の点が変わります。

- ① 上記①の法制度をとる締約国のうち、TOC条約を有効な逃亡犯罪人引渡条約とする国(フィリピン、オランダなど)
 - → 今後、TOC条約を根拠として逃亡犯罪人の引渡しを請求する ことが可能になる。
- ② 上記②の法制度をとる締約国(ドイツ、フランスなど)
 - → 今後、国際礼譲に基づいてではなく、TOC条約を根拠として 逃亡犯罪人の引渡しを請求することが可能になる。

3) その他のTOC条約に基づく逃亡犯罪人引渡請求の利点

TOC条約を根拠として逃亡犯罪人の引渡しを請求できることのメリットとしては、請求を受けた締約国には、逃亡犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努める国際法上の義務が生じるということが挙げられます。また、TOC条約を根拠として請求を受けた締約国は、逃亡犯罪人が自国民であることを理由に引渡しを拒む場合には、その逃亡犯罪人を自国の訴追機関に付託しなければなりません。これらにより、処罰の抜け穴をなくすことができるというメリットもあります。

4) 我が国も国際協力に一層貢献することができます

我が国としても、TOC条約締結のための法整備をしたことにより、他の締約国に対し、逃亡犯罪人の引渡しを行うことができる国際的な組織犯罪の幅が広がったので、今後は、より一層、国際的な組織犯罪に関する逃亡犯罪人の確実な処罰に貢献することができます。